

外れ馬券一一審も「経費」

大阪高裁 課税の控除認め

独自の競馬予想ソフトを

駆使してネットで馬券を大

量購入していた男性の脱税

事件で外れ馬券が「経

費」として控除されるか

かが争われた裁判の控訴

審判決が9日 大阪高裁で

あった。米山正明裁判長は

「外れ馬券の費用も経費に

含めるべきだ」と述べ、課

税額を大幅に減額して懲役

2ヶ月執行猶予2年(求刑・

懲役1年)とした一審・大阪

地裁判決を支持。検察側

の控訴を棄却した。

「一時所得と雑所得

判決を受けたのは、2007~09年に計約28億7千円を賭けて得た30億円余りの払戻金を申告せず、5億7千万円を脱税したことで所得税法違反罪に問われた大阪市の元会社員男性(40)。

課税額が「利益」の4倍馬の払戻金は外れ馬券の購入費(約27億4千万円)を経費に計上できる「雑所得」にあたると主張。国税

庁の通達に基づき払戻金を入費を超えると確定申告が必要になり半額に課税され得」にあたると主張。検察官には上告はもう断念したいいただきたい」

判決後に会見した弁護人の中村和洋弁護士は、判決を受けた男性被告のコメントを読み上げた。国税当局が外れ馬券を経費と認めない根拠は197

「一時所得」とする検察側と争っていた。

米山裁判長はまず、「営利目的の継続的行為」として雑所得みなされる基準

について、「回数や頻度、規模も当然考慮に入れるべきだ」と指摘。そのうえで、男性が5年間にわたり週末の全レースを対象に機

械的に賭けて利益を得ようとした実態を重視。男性が得た払戻金は雑所得に当たり、脱税額は5200万円にとどまる結論づけた。

検察側の「払戻金は偶然に左右される『一時所得』

で、控除できるのは直接経

費にあたる当たり馬券の購入費(1億3千万円)だけだ」との主張は退けた。

さらに、国税庁の通達に

ついても言及し「画一的に

一時所得とすることは、被

告のような購入行為を想定

する」とむじろ実態に即さない」と述べた。(阿部峻介)

被告男性 「常識的な判断」

「常識的な判断をしていた。ただいだて大変うれしい。検察官には上告はもう断念したいいただきたい」

0年の国税庁通達だ。だが

現在、中央競馬ではネット

による馬券購入が売上総額

の約6割を占め、予想ソフ

トによる大量購入も可能となつた。判決もこうした変化をふまえて画一的な運用

た。税法が専門の三木義一

課税だ。競馬の払戻金も国

庫に納める割合を上げたう

えで非課税にしてもよいの

ではないか」と話している。

(采沢嘉高)

遅れ」と話す。

一方、馬券の売り上げの

10%は国庫納付金になつて

おり、2013年度の納付

額は約2500億円だつ

た。青山学院大教授は「宝くじは売り上げの約4割、サ

ッカーカーくじは約3割が公共

目的に使われているため非

がある。会社員の場合、40万

として差し引ける。